平成２７年（フ）第５２５８号
千葉県市川市八幡４丁目６－７－401
債務者　高山遼太郎
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　泰介
4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１２４号
東京都葛飾区水元１丁目22―11―504
債務者　二見　幸久
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　　周
4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１７１号
千葉県市川市新浜１丁目21―21―205
債務者　佐平　一喜
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　浩志
4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１７７号
東京都足立区西新井５丁目33―９
債務者　花岡　英雄
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　広勝
4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３０６号
東京都葛飾区東立石４丁目13―８
債務者　渡部　英雄
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉池　信也
4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８５号
岐阜県本巣郡北方町北方2300番地の３
債務者　川尻　　孝
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**鍬**口　　崇
4　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月13日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３４号
北海道美唄市字カーウシュナイ361番地１（光珠内町北）ハイツみやび103
債務者　甲谷ていこ
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第８３号
茨城県土浦市都和１丁目12番１号
債務者　豊島　智樹
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第７６号
長崎県長崎市田手原町653―１　救護施設彦山の森、住民票上の住所長崎県長崎市田中町4422番地２
債務者　城戸　健一
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
長崎県長崎市宿町635番地１　フルハウス長崎202
債務者　園田　陽子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
長崎県長崎市大橋町８番７―605号
債務者　松尾　万穂
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
長崎県長崎市琴海村松町1069番地
債務者　山崎　　勉
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
長崎県長崎市琴海村松町1069番地
債務者　山﨑きみ子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
鹿児島県枕崎市栄中町165番地
債務者　田代　慎司
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第１９６号
仙台市若林区大和町４丁目15番10号　ベイシェント大和町103
債務者　熊谷　知和
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６９号
茨城県土浦市永国572番地８　サン＆ムーン202、前住所茨城県那珂市飯田2731番地２ヒルズカトレア201号室
債務者　鈴木　将平
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係